

第16回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成26年(2014年)9月9日(火)

14時00分から16時00分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

1 開会

2 第15回会議録の確認について

3 骨子素案の原案について

4 意見交換

5 今後のスケジュール


・第17回 平成26年10月2日(木) 場所:サントピア水口 教養文化室
19:00～21:00

6 その他

7 閉会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

骨子素案の体系図(案)



前 文

(0) 前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流など、緑と水に囲まれた豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や緑茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を発展させてきました。

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、近世においては東海道の宿場町として多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきました。

さらに、戦国時代に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、私たちの先人による甲賀郡中惣の、輝かしい自治の歴史もあります。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、それぞれの立場で地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

そこで、私たちは、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組んでいくために、基本理念や基本原則を掲げ、まちづくりの指針として、甲賀市自治基本条例を制定します。

(説明)

【基本的な考え方】

歴史、風土をはじめとした甲賀市の特徴や、この条例の制定に至る背景、制定の趣旨などを明らかにしたものです。自治の実現のためには、市民が主体性を持って宣言することが必要との考えにたち、「私たち」を主語にした表現を用い、まちづくりへの強い想いを述べています。

第1章 総則

(1) まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念に則り進めていきます。

(説明)

【基本的な考え方】

市民憲章に掲げる“あいこうか”の理念が、甲賀市のまちづくりの基本理念であることを示し、市民憲章と自治基本条例の関係を明確にしました。

(2) 目指すまちの姿

まちづくりの担い手は市民であり、市民自らが次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとします。

1. 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち
2. 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
3. 市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる住みよいまち

(説明)

【基本的な考え方】

甲賀市のまちづくりは、市民が主役です。すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが積極的に参加し、個性や能力を認め合いながら、老若男女・障がい者・外国人が思想や信条、国籍、人種や民族に関係なく互いに配慮しながら支えあうことができる共生のまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や産業などの地域の特性や先人が築いてきた歴史や文化を大切にしながらも、それに甘んじることなく時代の変化やニーズに対応でき、安心して暮らし続けることのできる活気あふれるまちを目指します。

(3) 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務など、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

(説明)

【基本的な考え方】

この条例の目的は、まちづくりを推進し、住みよい甲賀市をつくっていくことを目的として定めています。

そのため、この条例では、まちづくりの基本原則や、まちづくりを実現するための仕組み、制度を規定し、まちづくりの方向性や考え方を明らかにしています。

(4) 条例の位置づけ

この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

(説明)

【基本的な考え方】

自治基本条例も条例であることに変わりがなく、形式的には他の条例と並列の関係にあるものですが、この条例は、甲賀市のまちづくりの基本となるものであることから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重することが重要であると考えます。

(5) 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- 1 **市民** 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- 2 **地域住民** それぞれの地域に居住している人をいいます。
- 3 **市長等** 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員の他、その補助機関を含みます。
- 4 **まちづくり** (3)に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- 5 **協働** 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

(説明)

【基本的な考え方】

ここでは、条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

まず、はじめに「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取り組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO 法人など、様々な団体によって行われています。

ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。

「地域住民」の定義については、当市にお住まいの個人を示しています。

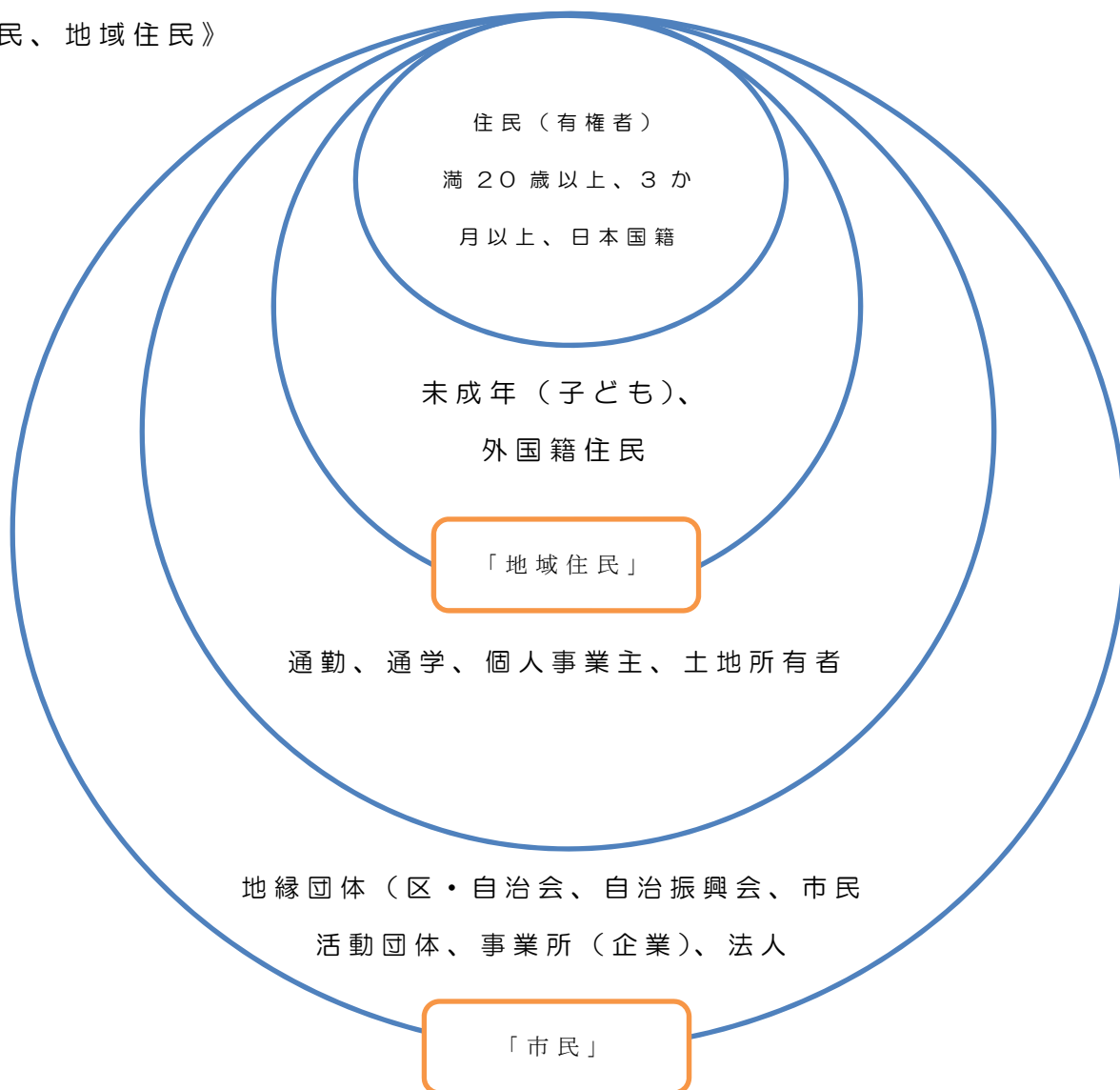
「市長等」は、市長や教育委員会、選挙管理委員会といった行政委員会と副市長や会計管理者、職員などの補助機関を含めた定義にしています。

「まちづくり」とは、建物や道路などの施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かな地域社会における公共的な活動なども意味しています。

また、これらの活動は、執行機関だけではなく、区・自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動などを広く含みます。

「協働」は市民、議会および執行機関は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりの課題解決に向けて、互いに協力し、主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿として規定しました。

《市民、地域住民》



第2章 まちづくりの基本原則

(6) 市民の権利

1. 市民はまちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
2. 市民及び市長等は、障がいの有無にかかわらず誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され、障がい児・障がい者も地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します。

(説明)

【基本的な考え方】

市民は、まちづくりの主役であり、積極的にまちづくりに関わる権利を持っています。まちづくりは市長等やさまざまな団体等との協働が不可欠であることから、それらと協働する権利も有します。ただし、これらの権利は強要されるものではなく、まちづくりに関わらないからと不当な扱いを受けるものではありません。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい者をはじめすべての市民が自由に行動し、住み慣れた地域で共に支えあいながら、安心して暮らすことができる社会の実現は、私たち市民のそして世界の願いです。

(7) 市民参加

1. 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
2. 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市は市民参加の仕組みづくりに取り組む必要があります。幅広い世代による知識や経験、男女それぞれの観点がまちづくりに生かされるようにすることのほか、少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます。

(8) 子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画する権利を保障されます。

(説明)

【基本的な考え方】

ここでは子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも甲賀市のまちづくりに能力に応じて子どもの視点で参画することができ、参画することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することができると思っています。

(9) 学びと教育

1. 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに活かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
2. 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
3. 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育ていくために家庭学校及び地域の環境を整えることに努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

義務教育、高等学校、専門学校だけが学ぶ場所ではありません。

市民は、豊かな生活を送るために、何事にも前向きに学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習のまちづくりが実現できるものと考えます。

さらに、学校、事業所等がお互いの立場を認め合い、産学官が連携することで、地域の抱える諸問題に取り組んでいきます。

(10) 多文化共生

1. 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。
2. 市民及び市長等は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。

(説明)

【基本的な考え方】

甲賀市は工業団地が多く外国人労働者も多いことから、お互いの国の文化を認め合い、理解を深めることが、今後の多文化共生社会に向けて必要なことです。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進していきます。

(11) 安全・安心のまちづくり

1. 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、市民の協力・連携により対処するよう努めるものとします。
2. 市民は、区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
3. 市長等は、市民と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備するよう努めなければなりません。また、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

(説明)

【基本的な考え方】

第1項では、市民が安全に安心して暮らすため、安全・安心に関する意識の向上を図ることの重要性及び災害等に対する備えを行うことを述べています。また、災害等が発生した際には、自ら安全の確保を図る(自助)ほか、地域住民の連携・協力(共助)により、災害等による被害の軽減に努めることについても述べています。

第2項では、自主防災組織等、地域住民による安全・安心の活動がますます重要性を増す中、自主防災組織等の整備を促進することを述べています。

第3項では、地域住民をはじめ、関係機関、団体及び事業者等との間で、計画及び情報を共有する仕組みを整備すること、さらに、仕組みを整備することに留まらず、緊急時にはこれらとの協働のもと、迅速かつ適切に対応することを述べています。

(12) 情報の共有及び提供

1. 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
2. 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

(説明)

【基本的な考え方】

甲賀市に暮らす人たちが、安心して生活ができるためには、市民、議会及び市長等がそれぞれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが重要です。また、協働してまちづくりを進めるためには、市民の側が持っている、まちづくりに必要な情報の提供も求められます(危険情報の提供など)。

市長等はその保有する情報をいつでも公開できるよう、適切に管理することも必要と考えます。

第3章 各主体の役割と責務

(13) 市民の役割と責務

1. 市民は、まちづくりのために、自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
2. 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

(説明)

【基本的な考え方】

市民は法律・条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があります。また、環境保全ということからも、市民自身の財産を適正管理することは市民の責務と考えます。個人の財産だけでなく、地域の貴重な財産（文化財や資源、人など）を守り、有効活用する責務も有します。

まちづくりをしていくことは、物的なことだけでなく、高齢者の見守りなども含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担うとともに、その言動には責任を持ちます。

(14) 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、他の市民・市長等と協力・連携し、まちづくりに貢献します。

(説明)

【基本的な考え方】

前述の市民の役割と責務について、一般の市民の方と同様であると同時に、法令の順守や環境への配慮など、地域環境に配慮した活動を行う社会的な役割とともに、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりなどが必要と考えます。

(15) 議会、議員の役割と責務

1. 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
2. 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

議会は、甲賀市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ信託された大切な機関です。また、市や市民とともに議員においても甲賀市のまちづくりの重要な担い手であることから、その役割についても述べる必要があると考え、この項目を設けました。

- ・ 議員は市民の代表である。
- ・ 議員は、夢とビジョンをもって積極的に行動する。
- ・ 議会は、市民の声が反映される開かれたものである。
- ・ まちづくりに関する調査、検討に努める。
- ・ 議会は、行政の監視及び牽制する権限があります。

(16) 市長等の役割と責務

1. 市長等は、全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
2. 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
3. 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとします。
4. 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

(説明)

【基本的な考え方】

総合的な視点に立って市行政をおこなうこと、市民の意見を市政運営に反映させること、職員の人材育成に取り組み、高い政策形成能力等、職員個人の能力向上につながる施策を行うことを定めています。また、市長をはじめ、市の執行機関同士が連携しながら市政運営をすることを定めています。

職員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公正、平等、誠実に職務に取り組むことを定めています。さらに、地域にあっても、市職員としての自覚を持ち、まちづくりに積極的に参加する必要があります。

また、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、まちづくり推進のために、自ら必要な知識や技術等を身につけるなど、自己研鑽をすることを定めています。

第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度

(17) 区・自治会

1. 区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です。
2. 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加して地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくりまします。
3. 市長等は、区・自治会が地域住民を代表する自治組織として尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりまします。

(説明)

【基本的な考え方】

区・自治会は、地域自治のために設立されたものです。よって、強制加入されるものではありませんが、地域内の全ての住民が参加することを目標としています。

また、その区域内で生じる地域課題に取り組むことを通じて、地域を代表しつつ、地域の管理にあたる住民自治組織の基礎となっています。

住みよい地域をつくるためには、個人的な思いだけでなく、地域の現状や地域が望むことが何かを情報共有する必要があります。そこから区民の多くが望んでいることや地域にとっての優先課題がみえてきます。それを区・自治会の総意として情報を発信し、課題解決に結び付けるもののひとつに区自治会要望があります。区自治会要望は、住みよいまちをつくる手段のひとつであるといえます。

高齢社会における見守りや大規模災害に備えた自主防災組織の結成など、社会情勢の変化とともに個人では対応出来ない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、ひとりひとりがまず出来ることを考え、共に行動する事が必要です。

住民の自発的活動の自治組織、区長会の傘下組織、行政の補助機関など様々な側面をもつ区・自治会は、地域内のコミュニティ活動を最優先とするものとします。

また行政からの依頼事項や役員等の委嘱については、必要最小限に留め、特定の人に負担が偏らないよう、併せて簡素化出来るものは可能な限り改善していくこととします。

(18) 自治振興会

1. 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくります。
2. 自治振興会の会員は、その地域に住む、または活動するすべての市民とし、それぞれの自治振興会で策定したまちづくり計画に基づき、より多くの人の参画と自由な発想により特色あるまちをつくります。
3. 市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います。

(説明)

【基本的な考え方】

自治振興会は、区・自治会単独では解決困難な広域的課題に取り組むため、市と市民の協働を基本として設置された組織です。

その区域は、将来的に小学校区の再編がされる可能性も考慮し、弾力的に運用できるよう「概ね」として定義しています。

活動の基本となる「まちづくり計画」は、役員だけでなく、地域に関わる全ての人々が考えたものでなければなりません。このことから、会員の意見をアンケート調査などにより、十分に汲み取り、優先すべき課題を整理する必要があります。

また、広域的な課題とは、それぞれの区・自治会が抱える共通の課題であり、その解決の方策に、より多くの人に関わることによって新たな発想が生まれることが期待されます。

自治振興会は、区・自治会と組織的に重複したり、上下関係となるものではなく、それぞれが独立した組織です。このことから、相互の尊重と協力により、住みよいまちづくりを目指すものとします。

その他の地域内の関係団体との調整については、自治振興会が主体となって行い、より効率的で効果的な活動を展開するものとします。

必要な支援内容については、自治振興会と市との協議により、決定することとし、市は、それぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取り組みに対する個別支援を行い、地域の活性化につながる活動の展開を目指します。

(19) 協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれの立場のみを考えてはいけません。お互いの役割を認識し、理解し、そして対等な立場で協力し行動することが必要と考えます。また、市民が協働の事業に参加したり、組織を支援したりすることにより、協働のまちづくりを推進していくことを定めています。

(20) 市民活動

1. 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
2. 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
3. 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成をし、その組織づくりに努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

各地域にお住まいの方やNPO、地区社会福祉協議会などの各種団体が地域における様々な課題を解決する力を向上するためには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に頼るだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

(21) 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

(説明)

【基本的な考え方】

住民投票は、甲賀市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要事項について、住民の意思を直接問うものです。

市長は市政に係る重要な事項について、住民投票を実施することができることを規定しています。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者など住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとしています。なお、重要事項であっても、一部特定の地域や住民にかかわる事項は、住民投票の対象に適さないと考えられます。

第5章 行政運営・行政評価等

(22) 国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

(説明)

【基本的な考え方】

地方分権が言われるようになってから、国・県との関係は今までと違い、新しい関係となってきました。協力・連携を図るためには甲賀市の役割を示すとともに、親密な関係を築く努力が必要となります。また、私たちを取り巻く課題は山積しており、広域連携が言われる中で、甲賀市も近隣自治体との協力・連携が大切になってきます。

(23) 情報の公開

議会及び市長等は、市政について市民にわかりやすく、公正に提供する責務を全うするため、法令及び別に定める条例により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

(説明)

【基本的な考え方】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報の公開について決めました。甲賀市では、情報公開の推進に関し必要な事項を定めた「甲賀市情報公開条例」を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていく上で、市民が市の保有する情報を知ることができる環境整備と、この条例に係る制度の周知に努めることも重要だと考えます。

(24) 個人情報保護

- ・議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ・市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

本市には、すでに個人情報保護条例が制定されていますが、自治基本条例において改めて議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

議会及び市長等は、市民による個人情報についても、同じように基本的人権を守るために、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければなりません。また、市民同士においてもプライバシーに配慮した取扱いが求められます。

(25) 行政運営の基本原則

1. 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
2. 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

(説明)

【基本的な考え方】

市がそれぞれの権限と責務を踏まえ、市政運営のあるべき形として、効率的かつ公正で透明性の高い市政運営を行わなければならないことを規定しています。また、「自治体経営」の考え方の下、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立った市政運営を行い、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげることを規定しています。

(26) 総合計画

市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。

(説明)

【基本的な考え方】

甲賀市における総合的・長期的かつ計画的な市政運営を行うために定める総合計画の策定について規定しています。

平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務はなくなりましたが、本市の将来像を示すものであり、まちづくりを進めるうえで非常に重要なものであることから、今後も策定すべきと考えます。

また、基本構想を策定するに当たり、議会の議決を経てから、総合計画を策定することを規定しています。

(27) 財政運営

市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

健全な財政運営を行うためには、総合計画や中長期的な視点に立ち、収入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行に努めなければならないことを規定しています。

(28) 財産管理

市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

(説明)

【基本的な考え方】

市が保有する財産を常に良好な状態で、維持保全し、その目的や用途に従って最も経済的かつ効率的に管理・運用することを規定しています。

(29) 行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

(説明)

【基本的な考え方】

行政評価の趣旨は、市政運営における P（計画）D（実行）C（確認）A（行動）サイクルを理解し、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていこうとするものです。行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、市政運営に反映させることについて規定しています。

市政運営における政策、施策及び事務事業の成果・達成度の行政評価を行い、「情報共有の原則」により、その内容を公表していくことを規定します。

(30) 説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画段階から実施・評価に関して、市民に対し適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

(説明)

【基本的な考え方】

市長等が実施する事業の内容や計画段階から実施、評価について市民の理解が深まるよう、市長等が分かりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は、多種多様であるため、市民への影響が大きいと考えられる事業を中心に、公表していくことを規定しています。

第6章 条例の実効性の確保

(31) 条例の見直し・推進

1. 市長等は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。
2. 市長等は前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

(説明)

【基本的な考え方】

この条例は、まちづくりの基本を示すものであることから、時代の流れや環境に併せて、まちづくりの実情に即したものであるべきと考えます。

そのため、市長の任期期間である4年を超えない期間ごとに、この条例が、まちづくりにどのように生かされているかなどを検証することについて規定しています。

前項の検証により、この条例が現実のまちづくりに即しておらず、実効性が失われていることなどが確認された場合、市長等は必要な措置をとることが必要と考えます。

市民の声を聴く会 グループ表

	第1部会		第2部会		第3部会	
	市民委員	庁内委員	市民委員	庁内委員	市民委員	庁内委員
水口 チーム		林委員	山川委員	藤村委員	大原委員	松井委員
			安達委員	清水委員		中尾委員
土山 チーム	村上委員	今井委員		柚口委員	馬場委員	
	増山委員			谷委員		
甲賀 チーム		中島委員	田村委員		三浦委員	廣岡委員
		奥山委員			田中委員	
甲南 チーム	奥野委員	呉竹委員	橋本委員	田嶋委員		太田委員
		西村委員				田原委員
信楽 チーム	黄瀬委員		寺田委員	橋本委員		古谷委員
		藤田委員		徳田委員		澤田委員

水口チーム 市民委員：◎山川委員、大原委員、安達委員
 (6エリア) 庁内委員：○林委員、中尾委員、藤村委員、清水委員、松井委員

土山チーム 市民委員：◎馬場委員、村上委員、増山委員
 (4エリア) 庁内委員：○柚口委員、今井委員、谷委員

甲賀チーム 市民委員：◎田中委員、田村委員、三浦委員
 (3エリア) 庁内委員：○奥山委員、中島委員、廣岡委員

甲南チーム 市民委員：◎橋本委員、奥野委員
 (5エリア) 庁内委員：○呉竹委員、西村委員、田嶋委員、太田委員、田原委員

信楽チーム 市民委員：◎黄瀬委員、寺田委員
 (5エリア) 庁内委員：○古谷委員、澤田委員、橋本委員、藤田委員、徳田委員

◎はリーダー、○は副リーダー（市民委員がリーダー、庁内委員は副リーダー）

ステージ

- 小林委員長
(四日市大学教授)
- 馬場副委員長
(元自治振興委員会委員)
- 廣岡委員
(人権参画課)
- 古谷委員
(観光企画推進室)
- 森島委員
(信楽地域市民センター)

第3部会

第3部会

第2部会

第1部会

第2部会

- 黄瀬委員
(社会福祉協議会副会長)
- 林委員
(下水道課)
- 奥野委員
(こころはなまる代表)
- 呉竹委員
(教育委員会)
- 村上委員
(前区長連合会会長)
- 中島委員
(総務課)
- 増山委員
(土山サッカースポーツ少年団代表)
- 奥山委員
(甲賀大原地域市民センター)
- 藤田委員
(上水道課)
- 今井委員
(鮎河地域市民センター)
- 西村委員
(建設管理課)
- 徳田委員
(危機管理課)

- 田原委員
(教育総務課)
- 澤田委員
(法務室)
- 田中委員
(人材活性化運営委員)
- 中尾委員
(公共交通推進室)
- 三浦委員
(現総合計画策定審議会委員)
- 太田委員
(総務課)
- 松井委員
(上水道課)
- 大原委員
(更生保護女性会)
- 橋本委員
(教育総務課)
- 寺田委員
(神山いい顔づくり委員会委員)

- 橋本委員
(宮地区自治振興委員会委員)
- 田嶋委員
(監査委員事務局)
- 田村委員
(佐山学区自治振興委員)
- 袖口委員
(土山地域市民センター)
- 藤村委員
(学校教育課)
- 山川委員
(みなくち自治振興委員会委員)
- 安達委員
(チアーズステーション代表)
- 谷委員
(地域コミュニティ推進室)
- 清水委員
(政策推進課)

事務局

- 幡野室長
(地域コミュニティ推進室)
- 吉川室長補佐
(地域コミュニティ推進室)
- 築島
(地域コミュニティ推進室)
- 大平コーディネーター
(あいごうかボラセン)
- 宮治コーディネーター
(あいごうかボラセン)

傍聴席

出入口